

財務諸表に係る市長に対する意見提出について

財務諸表の適切な作成及び正確性について、次のとおり、必要な書類がもれなく法令等を遵守して作成されていることを確認したことから、広島市長に対して評価委員会の意見はない旨通知することとする。

〔確認項目の状況〕

確認項目	確認内容	確認状況
1 提出期限	(1) 当該事業年度の終了後 3 月以内（法第 34 条第 1 項）	○6 月 30 日 提出
2 提出書類	(1) 財務諸表（法第 34 条第 1 項及び規則第 11 条） ・貸借対照表 ・損益計算書 ・利益の処分に関する書類 ・キャッシュ・フロー計算書 ・行政サービス実施コスト計算書	○確認
	(2) 添付資料（法第 34 条第 2 項） ・事業報告書 ・決算報告書 ・監事及び会計監査人の意見	○確認
3 財務諸表の正確性	(1) 事業年度の整合（法第 32 条）	○確認
	(2) 合計等の基本的な計数の整合	○確認
	(3) 主要表と附属明細書との整合等	○確認
4 監事及び会計監査人の意見の有無等	(1) 監事の理事長又は設立団体の長への意見（法第 13 条第 4 項）	○作成無
	(2) 監事及び会計監査人の意見（法第 34 条第 2 項）	○確認
5 地方独立行政法人会計基準への準拠等（法第 33 条）	(1) 運営費負担金・交付金、長期貸付金に係る会計処理の適切性	○確認
	(2) 利益及び損失の処理等の適切性（法第 40 条）	○確認
	(3) 短期借入金の限度額超過の有無（法第 41 条）	○借入無
	(4) 出資等に係る不要財産の納付等の有無（法第 43 条）	○処分無
	(5) 余裕金の運用の適切性（法第 43 条）	○確認
	(6) 重要な財産の処分等の有無（法第 44 条）	○処分無

（注） 表中、「法」は地方独立行政法人法を、「規則」は地方独立行政法人広島市立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則を表す。